

伊勢原市景観表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢原市景観条例（平成25年伊勢原市条例第26号）第35条の規定に基づき、本市において特に良好な景観の形成に寄与する行為を行ったものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

(賞の名称)

第2条 この要綱による表彰の名称は、伊勢原市景観まちづくり賞とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市の良好な景観まちづくりに寄与していると認められるもの

(2) その他市長が必要であると認めたもの

2 表彰の対象者は、前項各号に定める行為の主体となった個人、事業者、団体等とする。

(選定の方法等)

第4条 市長は、表彰の対象を応募又は推薦により募集し、表彰者を選定する。

2 前項の規定による募集は、対象となる活動の種類、内容等について条件を付することができるものとする。

3 市長は、第1項の選定に当たり、あらかじめ伊勢原市まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状等の授与により行う。

(表彰の周知)

第6条 市長は、表彰された行為の概要について、次に掲げる方法により周知に努めるものとし、表彰された行為の主体となった個人、事業者、団体等は、これに協力するものとする。

(1) 市広報、市ホームページ等への掲載

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(庶務)

第7条 伊勢原市景観表彰の実施に関する庶務は、都市部都市政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年1月24日告示第6号）

この告示は、公表の日から施行する。